

防府市再犯防止推進計画
素案
(パブリックコメント用)

令和3年2月
防府市

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1 | 計画の策定にあたって | |
| 1 | 計画策定の目的 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 第2 | 再犯防止をとりまく状況について | |
| 1 | 全国の刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯者率 | 3 |
| 2 | 防府市における刑法犯認知件数 | 3 |
| 第3 | 取組の概要 | |
| 1 | 基本的な考え方 | 5 |
| 2 | 重点項目 | 7 |
| 第4 | 市の取組事項 | |
| 1 | 広報・啓発活動の推進 | 8 |
| 2 | 就労・住居の確保 | 10 |
| | (1) 就労の確保 | 10 |
| | (2) 住居の確保 | 12 |
| 3 | 保健医療・福祉的支援 | 13 |
| | (1) 高齢者又は障害のある人等への支援 | 13 |
| | (2) 薬物依存者等への支援 | 14 |
| 4 | 非行の防止と修学支援 | 15 |
| | (1) 非行の防止 | 15 |
| | (2) 修学支援 | 16 |
| 5 | 関係機関・団体等との連携強化 | 17 |
| 第5 | 計画の推進 | |
| 1 | 計画の推進体制 | 17 |
| 資 料 | | |
| 1 | 防府市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱 | 18 |
| 2 | 用語解説 | 20 |

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯※の認知件数※は減少し、平成28年（2016年）には100万件を下回り、令和元年（2019年）には約75万件となりました。

一方で、検挙※人員に占める再犯者※の人員の比率を再犯者率といい、その率は年々増加を続け、令和元年（2019年）には48.8%に上っており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、平成29年（2017年）12月には、平成30年度（2018年度）から5か年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（再犯防止推進計画）が閣議決定されました。

また、この法において、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有すること」や、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めること」が明示されました。

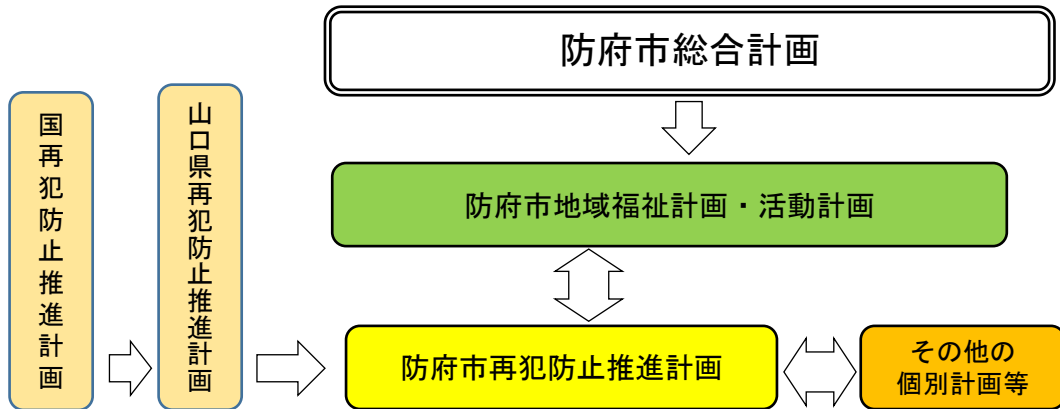
山口県においては、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会※の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、令和元年度（2019年度）から5か年を計画期間とする「山口県再犯防止推進計画」を平成31年（2019年）3月に策定されました。

こうしたことから、市では、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため「防府市再犯防止推進計画」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs※の精神を踏まえた計画とします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

| H 30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) | R 6 (2024) | R 7 (2025) | R 8 (2026) |
|----------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 防府市総合計画 | | | | | 次期計画 |
| | | | 防府市地域福祉計画・ 防府市地域福祉活動計画 | | | | | 次期計画 |
| | | | 防府市再犯防止推進計画 | | | | | 次期計画 |
| | 山口県再犯防止推進計画 | | | | | 次期計画 | | |
| 国再犯防止推進計画 | | | | | 次期計画 | | | |

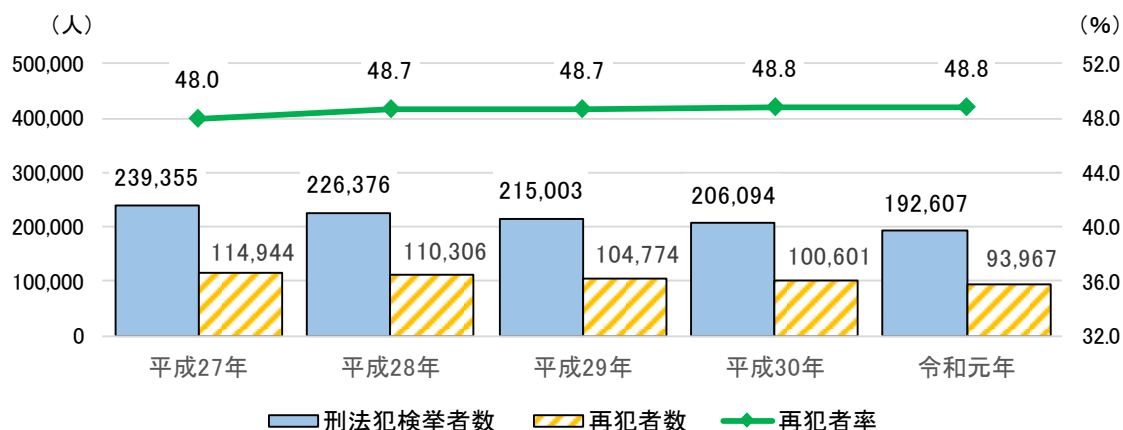
第2 再犯防止をとりまく状況について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯の検挙者数は減少していますが、再犯者率は年々増加を続け、令和元年（2019年）には48.8%に上がっています。

●全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

| | 刑法犯検挙者数 | 再犯者数 | 再犯者率 |
|-------|----------|----------|-------|
| 平成27年 | 239,355人 | 114,944人 | 48.0% |
| 平成28年 | 226,376人 | 110,306人 | 48.7% |
| 平成29年 | 215,003人 | 104,774人 | 48.7% |
| 平成30年 | 206,094人 | 100,601人 | 48.8% |
| 令和元年 | 192,607人 | 93,967人 | 48.8% |



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

～令和2年版再犯防止推進白書より～

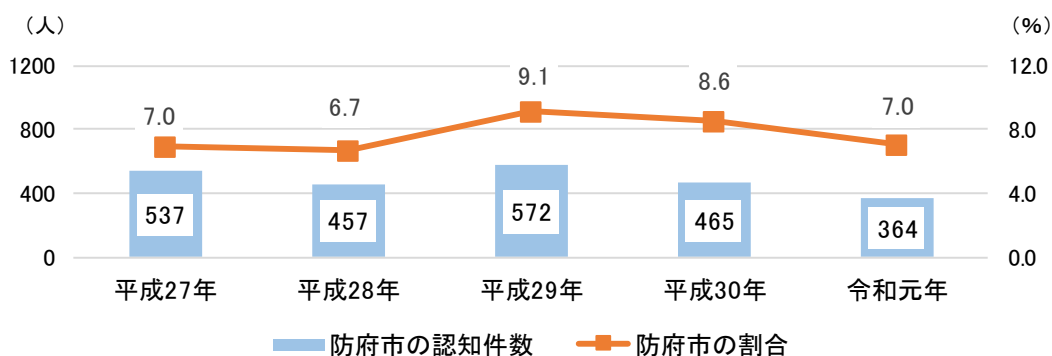
2 防府市における刑法犯認知件数等の状況

山口県における刑法犯認知件数は年々減少しており、防府市における刑法犯認知件数も平成29年（2017年）には増加したものの、以降は減少しており、令和元年（2019年）には364件（県内に占める割合は7.0%）となっています。

一方で、防府市における刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、全国や山口県と比較して高くなっています。

●防府市における刑法犯認知件数（発生地主義）

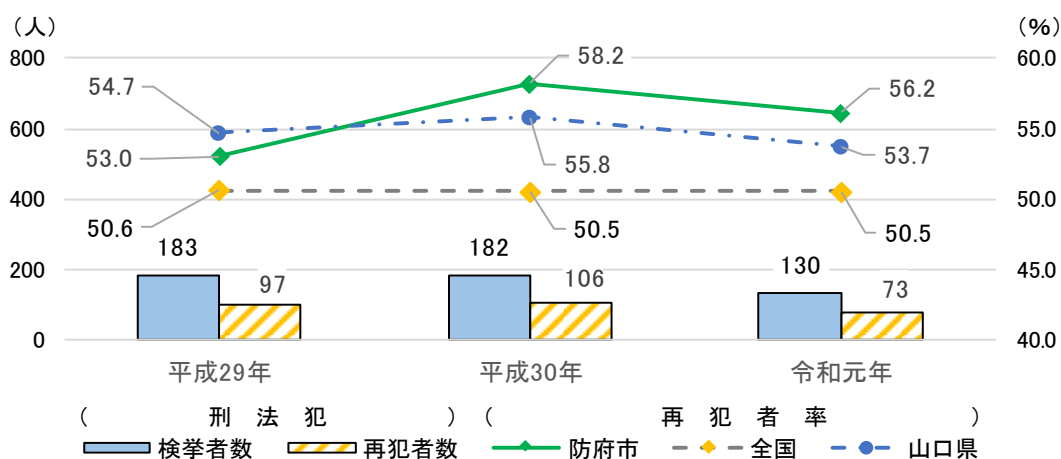
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 山口県の認知件数（総数） | 7,701件 | 6,852件 | 6,296件 | 5,419件 | 5,196件 |
| 防府市の認知件数 | 537件 | 457件 | 572件 | 465件 | 364件 |
| 防府市の割合 | 7.0% | 6.7% | 9.1% | 8.6% | 7.0% |



～山口県警察ホームページより～

●防府市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（20歳以上）

| | 刑法犯 検挙者数 | 再犯者数 | | 全国の再犯者率 (参考) | 山口県の再犯者率 (参考) |
|-------|-------------|------|-------|-----------------|------------------|
| | | 再犯者数 | 再犯者率 | | |
| 平成29年 | 183人 | 97人 | 53.0% | 50.6% | 54.7% |
| 平成30年 | 182人 | 106人 | 58.2% | 50.5% | 55.8% |
| 令和元年 | 130人 | 73人 | 56.2% | 50.5% | 53.7% |



～資料提供 広島矯正管区～

第3 取組の概要

1 基本的な考え方

国においては、法第3条に掲げる「基本理念」に基づき、国の再犯防止推進計画で5つの「基本方針」や7つの重点課題を設定されています。

また、山口県においては、国の再犯防止推進計画を勘案して、山口県再犯防止推進計画を策定され、取組事項を設定されています。

こうしたことから、国や山口県との連携、また、適切な役割分担を図るうえからも、国及び山口県再犯防止推進計画を踏まえて本市計画を策定し、本市の地域の実情に応じた再犯の防止等に関する取組を推進します。

◆法第3条に掲げる「基本理念」の概要

- ① 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設※に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- ③ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- ④ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

◆国の再犯防止推進計画における5つの「基本方針」の概要

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続※のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

◆国の再犯防止推進計画における7つの「重点課題」

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

◆山口県再犯防止推進計画における県の取組事項

- I 広報・啓発活動の推進
 - 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進
 - 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- II 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保
 - 生活困窮者に対する相談支援
 - 一般就労が困難な人への就労支援
 - 協力雇用主※への支援
 - 矯正施設等における取組への協力
 - 2 住居の確保
 - 公営住宅での受入れ
 - 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進
 - 生活困窮者に対する相談支援等
 - 一時的な居住の確保
- III 保健医療・福祉的支援
 - 1 高齢者又は障害のある人等への支援
 - 県地域生活定着支援センター※の取組の充実

- 地域における福祉的支援
- 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進
- 矯正施設等における福祉的支援への協力
- 2 薬物依存症者等への支援
 - 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進
- IV 非行の防止と修学支援
 - 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実
- V 関係機関・団体等との連携強化
 - 関係機関との連携強化
 - 保護司等民間協力者との連携強化

2 重点項目

犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるように、国や山口県、民間団体等と連携を図りながら、次の重点項目に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉的支援
- 4 非行の防止と修学支援
- 5 関係機関・団体等との連携強化

第4 市の取組事項

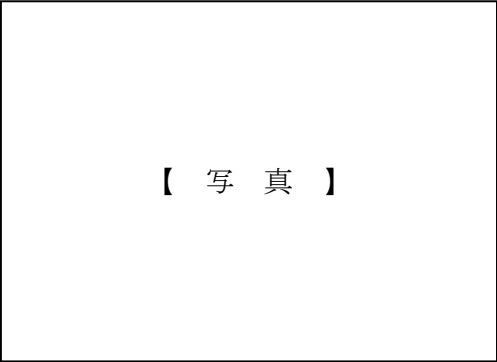
1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

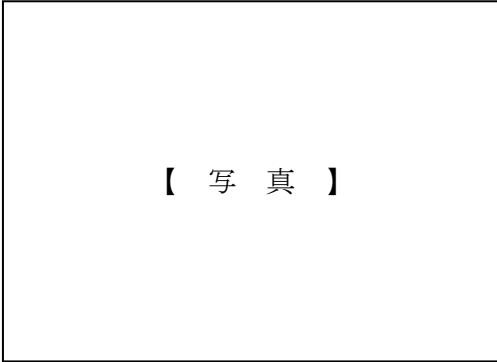
そこで、社会を明るくする運動※の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための、広報・啓発に取り組みます。

○社会を明るくする運動の推進

毎年7月は、全国展開される社会を明るくする運動強調月間であり、再犯防止推進法で定める再犯防止啓発月間でもあることから、防府保護区※保護司※会を中心に、更生保護※団体や地域関係団体等が取り込まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。



【 写 真 】



【 写 真 】

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○人権教育・人権啓発の推進

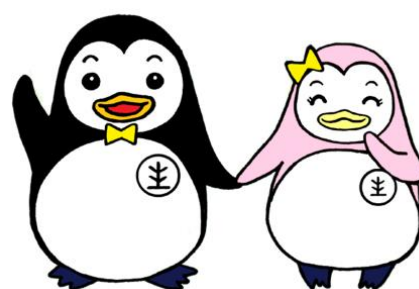
市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る、心豊かな地域社会の実現に向けて、人権に関する正しい理解を深め、人権尊重意識の高揚を図る取組を推進します。

○行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知等

行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知について、市広報やホームページへの掲載、公共施設等への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。

○矯正展等への協力

山口刑務所では、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年「矯正展」を開催されています。この「矯正展」が防府市で開催される場合の広報を行います。また、受刑者の就労意欲の向上等につなげるため、関係機関や一般企業等に対し、刑務所への作業依頼や、製品等に関する情報提供を行います。



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことからすると、生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、各種支援制度等を活用して、犯罪をした人等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援します。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や協力雇用主について周知することを通じて、協力雇用主の確保・支援に努めます。

○自立相談支援（生活困窮者自立支援制度※）

就労や住居、負債など様々な悩みを抱えた相談者に対して、専門性を有する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。

○障害のある人への就労支援

「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」と連携し、障害のある人が地域の中で安心して職業生活を送れるよう、就労及び社会生活上の支援を総合的に行います。

また、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、障害者職業訓練校や実際の職場等で訓練を行うことで、就労に向けた支援を行います。

鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール

障害者就業・生活支援センターは、障害のある人の職業の安定を図ることを目的に、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行ないながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設です。都道府県知事が指定するもので、山口・防府圏域では、山口市にある「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」が指定を受けています。

○協力雇用主の確保・支援

山口保護観察所や防府保護区保護司会等と連携し、市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の確保に努めます。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や「防府更生保護協力雇用事業者の会」について、市広報等により周知することで、協力雇用事業者の社会的評価向上を図ります。

○コレワークの周知

法務省では、全国の矯正施設に収容されている者のうち、在所（院）中の就職内定の希望者をデータベース管理しており、事業主からの問い合わせに応じ、必要な情報を提供する雇用情報サービスのほか、採用手続支援、就労支援相談窓口等のサービスを全国8か所のコレワーク（矯正就労支援情報センター）で行っています。

そこで、刑務所出所者等の就労の確保に役立てるため、コレワークについて事業主等への周知を図ります。

(2) 住居の確保

「刑務所を満期出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること」、「これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていること」など、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、住居の確保に関する相談窓口や各支援制度などについて、関係機関と連携し、周知に努めます。

○住居確保給付金の支給

離職により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

○一時生活支援事業

生活に困窮している住居をもたない人に、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供などを行います。

○市営住宅での受け入れ

市営住宅の募集情報などについて、市広報やホームページなどを活用し、情報提供を行います。

また、高齢者、障害のある人、DV※被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、入居における配慮を行うとともに、住宅困窮者の相談に応じています。

○住宅確保要配慮者※への支援

住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、「新たな住宅セーフティネット制度※」の普及啓発に努めます。

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

全国の刑務所出所者のうち、出所後2年以内に刑務所に再入所する人の割合は、高齢者（65歳以上の者）が全世代の中で最も高くなっています。

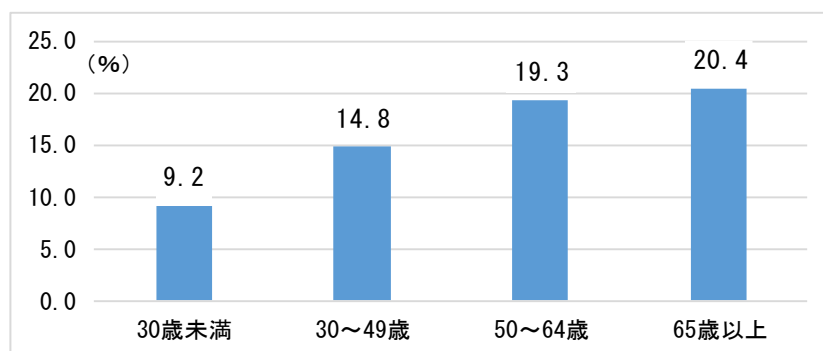
高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

そこで、関係機関が連携し、犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的支援が必要な人に対して、円滑に必要な福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

○矯正施設等との連携強化

自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉サービス等の提供ができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。

●出所受刑者の2年以内再入率（年齢層別）【平成30年】



※2年以内再入率とは、隔年の出所受刑者人員のうち、翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。年齢は、前刑出所時の年齢

～令和2年版犯罪白書より～

○地域における福祉的支援

防府保護司会、民生委員・児童委員※協議会、地域包括支援センター※、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

(2) 薬物依存者等への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は、全国では毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

そこで、学校や関係機関等と連携し、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

○薬物乱用防止教育

山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、市内の小、中、高等学校等の児童生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

4 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

そこで、学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組みます。

(1) 非行の防止

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動等に取り組みます。

○社会を明るくする運動の推進（再掲）

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、防府保護区保護司会や青少年健全育成市民会議を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り込まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

○専門家による教育相談

小中学校等にスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※を派遣し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

○教育相談窓口

いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みをもつ青少年とその家族のために、相談窓口を開設し、必要な支援に繋がります。

○地域援助の活用

山口少年鑑別所では「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体に対する相談等の「地域援助」を行っています。

これを活用して、青少年の非行の防止等に取り組みます。

(2) 修学支援

学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

○生活困窮世帯等に対する学習支援

生活困窮世帯または生活保護受給世帯の中学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行います。

○子どもの居場所づくり

放課後児童クラブやひとり親家庭への支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組みます。

また、子どもや保護者と地域とのつながりを強め、厳しい環境にある家庭の孤立防止を目的とした子ども食堂（地域食堂）の普及啓発に努めます。

5 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活が送れるように、国や県、市が相互に連携し、さらには市と保護司会などの関係機関・地域の関係者が連携して、各種の取組を推進します。

○既存の会議体等とのネットワーク構築

再犯防止の視点から、更生保護団体と、行政機関や教育機関、福祉・医療機関等がもつ既存の会議体等とのネットワークの構築を図ります。

○保護司の人材確保

保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

第5 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画策定後、国や県関係機関、関係団体等で構成する「(仮称)防府市再犯防止推進協議会」を設置し、情報共有を図るとともに当面する課題への対応等、本計画に掲げる取組を推進します。

2 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。

1 防府市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、防府市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(最低基準)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体から推薦された者をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

4 前条の各事項について、専門的分野から調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表

防府市再犯防止推進計画策定委員

| 区分 | 所属 |
|----------|--|
| 国関係機関 | 山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所 |
| 司法関係団体 | 山口県弁護士会 |
| 県関係機関 | 山口健康福祉センター 中央児童相談所 |
| 社会福祉関係団体 | 防府市社会福祉協議会 |
| 地域協力団体 | 防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会 |
| 民間協力団体 | 防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会 |
| 学校関係機関 | 防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会 |

2 用語解説

| 用語 | 説明 |
|-----------------|---|
| あ 行 | |
| 新たな住宅セーフティネット制度 | 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度。 |
| SDGs（エスディーズ） | 貧困、飢餓、保健、教育など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。 |
| か 行 | |
| 矯正施設 | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。 |
| 協力雇用主 | 犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。 |
| 刑事司法手続 | 犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。 |
| 刑法犯 | 刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。 |
| 検挙 | 検察官、警察官等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事。 |
| 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。 |
| さ 行 | |
| 再犯者 | 過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者 |
| 社会を明るくする運動 | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動 |
| 住宅確保要配慮者 | 民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等 |

| | |
|------------------------|---|
| スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家 |
| スクールソーシャルワーカー | 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度 |
| た 行 | |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 |
| 地域生活定着支援センター | 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関 |
| 地域包括支援センター | 介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的にを行う機関 |
| DV | 配偶者（事実婚を含む）や恋人など親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。ドメスティック・バイオレンスの略。 |
| な 行 | |
| 認知件数 | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数 |
| は 行 | |
| 防府市総合計画 | 防府市自治基本条例に規定されている防府市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画。現在の計画は、第5次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。 |
| 防府市地域福祉計画（防府市地域福祉活動計画） | 社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進について定めた計画。現在の計画は、第3次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。防府市社会福祉協議会による防府市地域福祉活動計画と一体的に策定。 |
| 防府保護区 | 保護区は、一つ若しくは複数の区市町村を単位にしており、山口県内には13の保護区があり、防府保護区の区域は防府市 |

| | |
|------------|---|
| 保護司 | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員 |
| ま 行 | |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言などを行う非常勤の地方公務員 |
| や 行 | |
| 薬物乱用対策推進本部 | 県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織 |